

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(物流分野におけるCO₂削減対策促進事業)公募要領

平成29年4月
一般財団法人 環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という。）では、環境省から平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(物流分野におけるCO₂削減対策促進事業)の交付を受け、物流分野の低炭素化を促進するため、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するための設備や技術等を導入する事業に対する補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるCO₂削減対策促進事業））を交付する事業を実施しています。

本補助金の目的、対象事業、応募方法、留意事項等を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願ひいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるCO₂削減対策促進事業）交付規程（平成29年4月12日環物流第29-001号）（以下「交付規程」という。）に従って補助事業の手続等を行ってください。

物流分野におけるCO₂削減対策促進事業補助金に応募申請される皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- 1 応募の申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 機構から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。なお、機構は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額を返還していただくことになります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 7 補助金の応募ができる者は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。
- 8 補助事業に係る資料等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。

●公募要領

1. 補助金の目的と性格
2. 補助対象となる事業
3. 補助対象事業の選定
4. 応募に当たっての留意事項
5. 応募の方法
6. 問い合わせ先
7. 公募説明会

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について
4. その他

交付規程 別表第2

交付規程 別表第3

別紙 暴力団排除に関する誓約事項

●応募申請書類

- ・応募申請書【応募様式1】
- ・応募申請書【応募様式1－2】（共同事業者用）
- ・実施計画書【応募様式2】
- ・経費内訳【応募様式3】
- ・補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル
 - ・鉄道における低炭素機器導入
 - ・船舶における低炭素機器導入
 - ・鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業
 - ・鉄道・海上輸送への転換促進事業
 - ・船舶・港湾の連携による低炭素化促進事業
 - ・産業車両の高性能電動化促進事業
- ・低炭素化促進取組計画書等①～③¹
 - ・物流拠点の低炭素化促進事業

申請書類は、当機構ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードの上、応募申請してください。

計算ファイル、添付資料①～③¹は、該当事業を応募する場合のみご提出ください。

●審査基準

- ・平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるCO2削減対策促進事業）審査基準

※平成29年度審査基準は5月上旬に掲載を予定しております。

《参考》

- ・地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック 〈補助事業申請者用〉（平成29年2月環境省地球環境局）補助事業申請者向けハンド対策事業計算ファイル
(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)
- ・物流分野のCO₂排出量に関する算定方法ガイドライン（経済産業省・国土交通省）
(<http://www.greenpartnership.jp/pdf/co2/co2brochure.pdf>)

1. 補助金の目的と性格

- 運輸部門におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出量は、日本全体の約2割を占めており、その3分の1以上を物流関係が占めていることから、物流分野におけるエネルギー起源二酸化炭素排出の抑制は重要です。本補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための設備や技術等を導入する事業を支援することにより、物流システムの低炭素化を促進することを目的としております。
- 事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。
このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。
- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。
具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号 最終改正：平成14年12月13日法律第152号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるCO₂削減対策促進事業）交付要綱（平成28年4月1日環地温発第16040120号。以下「交付要綱」という。）及び物流分野におけるCO₂削減対策促進事業実施要領（平成28年4月1日環地温発第1604016号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。
万が一、これらの規定が守られず、機構の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細はp35「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

(注意事項)

- ・ 事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ機構に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

2. 補助対象となる事業

本補助金の対象は、（1）に適合する（2）の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

(2) 対象事業

①高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業

ア 事業の目的

本事業は、冷蔵・冷凍を要する貨物の物流（コールドチェーン）において、鮮度保持機能を有する保冷コンテナ（海上・鉄道の各貨物輸送用）等の導入に要する経費の一部を補助することにより、高品質で高効率なコールドチェーンを構築することを目的としています。

イ 対象事業の要件

本事業は、国内間の輸送において、次の（ア）又は（イ）のいずれかを導入する事業を対象とします。

- (ア) 鉄道輸送用保冷コンテナ（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づいて貨物運送を行う鉄道事業者（以下「貨物鉄道事業者」という。）が貨物運送に用いる鉄道輸送用コンテナであって、冷凍機を備えコンテナ内の温度を一定に保つ機能をもつものをいう。以下同じ。）であって、コンテナに積載する貨物の腐敗又は変質を抑制する設備・機器（以下「鮮度保持機器」という。）を備えるもの（以下「鉄道輸送用鮮度保持コンテナ」という。）
 - (イ) 海上輸送用保冷コンテナ（海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づいて船舶運航事業を営む者又は内航海運業法（昭和27年法律第151号）に基づいて内航運送をする事業を営む者（以下「海運事業者」という。）が貨物運送に用いる海上輸送用コンテナであって、冷凍機を備えコンテナ内の温度を一定に保つ機能をもつものをいう。以下同じ。）であって、鮮度保持機器を備えるもの（以下「海上輸送用鮮度保持コンテナ」という。）
ただし、次のいずれかに該当する事業には交付しないものとする。
 - ・ 既存の鉄道輸送用保冷コンテナ又は海上輸送用保冷コンテナを代替する事業
 - ・ 鉄道貨物輸送量又は海上貨物輸送量の増加に資さないと考えられる事業
- (ウ) 補助対象となるコンテナの仕様は、下表のとおりとする。

項目	仕様
----	----

① 一般	鉄道輸送用鮮度保持コンテナは、貨物鉄道事業者による鉄道輸送が可能であること 海上輸送用鮮度保持コンテナは、海運事業者による海上輸送が可能であること
② 構造	コンテナ内の温度を一定に保つための冷凍機及び鮮度保持機器を備えた有蓋コンテナであること
③ 材質	上記①に規定する輸送が可能なものであれば、材質に指定はない
④ 大きさ	上記①に規定する輸送が可能なものであれば、大きさに指定はない

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 貨物の運送を委託する者である荷主企業
- (イ) 貨物の運送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は同条第3項の特定貨物自動車運送事業を経営する者）、貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項の第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業を経営する者）、貨物鉄道事業者、海運事業者、港湾運送事業者（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業を営む者）、営業用倉庫業者（倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づき、倉庫業の登録を得ている者）をいう。以下同じ。）等物流に係る関係者
- (ウ) 補助対象の設備等を（ア）又は（イ）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）又は（イ）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、

円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照）と一般的な鉄道輸送用保冷コンテナ又は海上輸送用保冷コンテナとの差額の3分の2（上限500万円／個）以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

②宅配システムの低CO₂化推進事業

ア 事業の目的

本事業は、駅等の公共スペースにおいて、特定の宅配事業者でなくとも利用できるようなオープン型宅配ボックスの設置等に要する経費の一部を補助することにより、不要な再配達とCO₂排出量の削減を図ることを目的としています。

イ 対象事業の要件

補助の対象とする事業は、次のいずれかの要件に適合するものとします。

- (ア) オープン型宅配ボックスの設置
- (イ) オープン型宅配ボックスとしての機能を付加させるために行うコインロッカ一等の既存施設の改修
- (ウ) 既設のオープン型宅配ボックスシステムに関して、新規の運送事業者が当該システムの利用者として参加する場合等のように、当該システムの利用範囲の拡大・再配達削減効果の増加を図る目的で行われるシステムの整備を行うもの（改修を含む）

※注：上記（ア）～（ウ）の「オープン型宅配ボックス」とは、次のいずれの要件も満たすものをいう。

- (i) 当該オープン型宅配ボックスに配送される荷物については、不特定の荷主が送付する荷物が対象となるものであること。
- (ii) 当該オープン型宅配ボックスに関する運送事業者による利用については、2以上の運送事業者が当該オープン型宅配ボックスを実際に利用し、かつ、不特定の運送事業者による利用を可能としうるものであること。
- (iii) 当該オープン型宅配ボックスに配送される荷物の受取人については、

不特定の者による受取りが可能となっていること。

- (エ) 多数の宅配ボックスの個別の空き状況を複数の運送事業者に知らせる等、複数の運送事業者が行う宅配ボックスへの配送を総合的に効率化することに資するシステムの整備を行うもの（改修を含む）（（ア）～（ウ）に該当するものを除く。）

※注：（エ）のシステムについては、次のいずれの要件も満たすものに限ることとする。

（イ）不特定の荷主が送付する荷物の配送に関するものであること。

（ウ）2以上の運送事業者が当該システムを実際に利用し、かつ、不特定の運送事業者による利用を可能としうるものであること。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- （ア）イ（ア）について、オープン型宅配ボックスの設置者
（イ）イ（イ）について、改修してオープン型宅配ボックスとしての機能を付加させるためのコインロッカー等既存施設の設置者
（ウ）イ（ウ）及び（エ）について、システム開発者
（エ）補助対象の設備等を（ア）、（イ）又は（ウ）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- （ア）ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

- （イ）（ア）以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

す。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照。）の2分の1以内（イ（ア）及び（イ）については、上限100万円（制御部を含む5列の場合。1列増減毎に±10万円とする。）。イ（ウ）及び（エ）については、上限300万円）を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

③効率的な低炭素型輸送ネットワーク構築モデル事業

③－1 低炭素型輸送機器等の整備促進事業

③－1－1 鉄道における低炭素機器導入

ア 事業の目的

本事業は、貨物鉄道を利用して輸送する物流事業者に対して、輸送能力・燃費等単体性能の向上に資する設備の導入経費の一部を補助することにより、輸送過程における低炭素化を目的としています。

イ 対象事業の要件

(ア) 本事業は、国内間の輸送において、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づいて貨物の運送を行っている貨物鉄道事業者が、貨物自動車による陸上輸送から鉄道貨物輸送へ転換又は新規に鉄道貨物輸送をするために必要なコンテナ貨車を新たに導入する事業であり、補助金を交付した年度内にモーダルシフトを開始するものを対象とします。ただし、既存の設備・機器の代替えを行う場合（輸送力の増加に資する設備・機器への代替えを除く。）を除きます。

(イ) 補助対象となるコンテナ貨車の仕様は、以下のとおりとします

- ・JR貨物における鉄道輸送が可能であること。
- ・高さ2,600ミリメートル程度（外寸）のコンテナを積載して輸送が可能であること。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

(ア) 貨物の輸送を実施する者である貨物鉄道事業者

(イ) 補助対象の設備等を（ア）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照。）の4分の1以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

③－1－2 船舶における低炭素機器導入

ア 事業の目的

本事業は、一定船齢の船舶において、燃費性能の向上に資する設備・機器等の導入（船舶改造を含む）に要する経費の一部を補助することにより、国内海上輸送における低炭素化を目的としています。

イ 対象事業の要件

本事業は、船齢5年以上の船舶における低炭素化に向けた設備・機器等（低燃費

ディーゼル主機、プロペラ機器、舵、低摩擦型船底塗料、整流板、燃料改質器等)を導入する(船舶改造を含む)事業を対象とします。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間ににおいて行われるもの除く。)を営む者
- (イ) 海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業(本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間ににおいて行われるもの除く。)を営む者
- (ウ) 内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項に規定する内航海運業を営む者
- (エ) 補助対象の設備等を(ア)、(イ)又は(ウ)にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者(以下「代表事業者」という。)となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- (ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ(ア)、(イ)又は(ウ)に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

- (イ) (ア)以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できません。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費(詳細は「4.(3)補助対象経費」参照。)の2分の1

以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

③-2 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業

ア 事業の目的

本事業は、地方鉄道の閑散線区や地下鉄をはじめとする都市鉄道等の旅客鉄道の余剰輸送力を活用したトラックから鉄道への新たな輸送転換モデルを構築することに要する経費の一部に補助することにより、新たなモーダルシフトを進め、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

イ 対象事業の要件

荷主企業、貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は同条第3項の特定貨物自動車運送事業を経営する者）、貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第2条第6項の第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業を経営する者）、鉄道事業者（鉄道事業法第7条第1項に規定する者）、軌道経営者（軌道法第4条に規定する者））等、物流に係る関係者が連携・協力し、地方鉄道の閑散線区や地下鉄をはじめとする都市鉄道等の旅客鉄道の余剰輸送力を活用したトラックから鉄道への新たなモーダルシフトを実施する事業計画を策定し、当該事業計画を実現するために必要となる次の設備・機器等を新たに導入する事業を対象とします。

- ・輸送機材（垂直式・階段式搬送機、けん引車等）
- ・鉄道車両改造費（鉄道車両本体の購入費は含まない。）
- ・荷役機器（フォークリフト等）
- ・情報機器等

ただし、次のいづれかに掲げる場合を除きます。

- ・汎用の鉄道輸送用31フィートコンテナを導入する場合
- ・既存の設備・機器の代替えを行う場合（事業計画を実現するために不可欠な設備・機器への代替えを除く。）

なお、補助事業により導入した設備等は、当該事業計画による利用に限定せず、不特定多数の荷主企業の貨物の輸送においても利用できるよう配慮されているものであること。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 貨物の輸送を委託する者である荷主企業

- (イ) 貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者
- (ウ) 補助対象の設備等を(ア)又は(イ)にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ(ア)又は(イ)に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア)以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できません。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照。）の3分の1以内を補助します。

なお、本事業は、補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度毎に行う必要があります。

③-3 モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業

③-3-1 共同輸配送促進事業

ア 事業の目的

本事業は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者をいう。）、地方公共団体等物流に係る関係者が行う共同輸配送促進事業に要する経費の一部を補助することにより、輸送の効率改善を図る共同輸配送の促進を通じて二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的とします。

イ 対象事業の要件

本事業は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業※及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は同条第3項の特定貨物自動車運送事業を經營する者）、貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第2条第6項の第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業を經營する者）をいう。以下③—3—2鉄道・海上輸送への転換促進事業において同じ。）、地方公共団体等物流に係る関係者が、複数荷主の貨物に係る共同輸配送の実現のために集約センター等や輸送等において必要となる次のいずれかの設備・機器等を新たに導入する事業を対象とします。ただし、特別積合せ貨物運送については対象外とします。

- ・ 共同輸配送のための車両・輸送機材・荷役機器等
- ・ 共同輸配送のための情報機器等

※ 荷主企業が、個別に本事業に参加することが困難な場合にあっては、荷主企業から貨物の輸送方法について委託を受けた貨物利用運送事業者等（貨物の輸送方法を決定する者に限る。）についても、荷主と同様の者として取り扱うものとします（以下③—3—2鉄道・海上輸送への転換促進事業において同じ。）。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 貨物の輸送を委託する者である荷主企業
- (イ) 貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者、地方公共団体等物流に係る関係者
- (ウ) 補助対象の設備等を（ア）又は（イ）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）又は（イ）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の2分の1以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

③－3－2 鉄道・海上輸送への転換促進事業

ア 事業の目的

本事業は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者が行う鉄道・海上輸送への転換促進事業に要する経費の一部を補助することにより、モーダルシフトの促進を通じて二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

イ 対象事業の要件

本事業は、国内間の輸送において、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する事業であり、かつ、補助金を交付した年度内にモーダルシフトを開始するものを対象とします。

- (ア) 貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送へ転換するために、
 貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である
 貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、貨物鉄道事
 業者、船舶運航事業者（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第
 2項に規定する船舶運航事業を営む者）、内航運送事業者（内航海運業法（昭
 和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航運送をする事業を営
 む者）、港湾運送事業者（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2
 条第2項に規定する港湾運送事業を営む者）、営業用倉庫業者をいう。）等物

流に係る関係者が、モーダルシフトの実現に必要な設備・機器（車両（被けん引自動車（シャーシ）を含む。）、輸送機材、荷役機器、情報機器等）を新たに導入する事業

- (イ) 新規貨物を鉄道輸送又は海上輸送による輸送を行うために、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者が、設備・機器を新たに導入する事業
ただし、次のいずれかの場合を除く。
- ・ 汎用の鉄道輸送用31フィートコンテナを導入する場合
 - ・ 既存の設備・機器の代替えを行う場合（輸送力の増加に資する設備・機器への代替えを除く。）
 - ・ 青森～函館間、本土（本州、北海道、四国及び九州）～離島若しくは沖縄本島間又は沖縄本島～離島間の海上輸送を行う場合

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 貨物の輸送を委託する者である荷主企業
- (イ) 貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者
- (ウ) 補助対象の設備等を(ア)又は(イ)にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ(ア)又は(イ)に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照。）の2分の1以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

③－4 船舶・港湾の連携による低炭素化促進事業

ア 事業の目的

本事業は、船舶及び港湾における係船・荷役に係る作業効率化・低炭素化に資する設備・機械の導入等に要する経費の一部を補助することにより、海上陸上の物流システムが接続する拠点における総合的な低炭素化を図ることを目的としています。

イ 対象事業の要件

本事業は、船舶又は港湾において次の低炭素化のための設備等を導入する事業を対象とします。

- (ア) 係船の効率化設備・装置（高性能係船装置等）、電力供給設備
- (イ) 高効率な荷役機械・設備（軽量バケット、ローディングアーム、ディープウェルポンプ等）

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる法人格を有する事業者とします。ただし、地方公共団体は除きます。

- (ア) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第9条第1項に規定する港湾運送事業者及び同法第22条の2第1項に規定する港湾運送関連事業者
- (イ) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第1項に規定する港湾管理者等が管理する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾において、港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業と同様の事業を行う者及び同条第3項の規定する港湾運送関連事業と同様の事業を行う者
- (ウ) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業（本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるもの（但し、内航運送事業を除く。）を営む者）
- (エ) 海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業（本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるもの（但し、内航運送事業を除く。）を営む者）
- (オ) 内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業を営む者

- (カ) (ア)、(イ)、(ウ)、(エ) 又は (オ) が行う事業に関連する補助対象の設備等を所有しようとする者及び事業に関連する施設等に補助対象の設備等を所有しようとする者
- (キ) 補助対象の設備等を (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 又は (カ) にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 又は (カ) に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できません。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の2分の1以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

キ 実施計画書作成に当たっての調整（港湾において設備等（船舶に係る設備等を除く）の導入を行う場合）

申請者は、事業を行う予定としている港湾を管轄している下表に示す地方整備局

等と事前に調整等を行った上で実施計画書を作成することとします。なお、申請時には、調整等の結果の概要等を添付することとします（様式は問いません。）。

調整先〔管轄〕	連絡先の住所・電話
国土交通省 北海道開発局 港湾空港部 <u>港湾計画課</u> 又は管内の各事務所等 〔北海道〕	〒060-8511 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎 電話：011-709-2311（内線5617）
国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 <u>港湾計画課</u> 又は管内の各事務所等 〔青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県〕	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟9階 電話：022-716-0003
国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 <u>港湾計画課（事業担当）</u> 又は管内の各事務所等 〔茨城県・千葉県・東京都・神奈川県〕	〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話：045-211-7415
国土交通省 北陸地方整備局 港湾空港部 <u>港湾計画課（事業担当）</u> 又は管内の各事務所等 〔新潟県・富山県・石川県・福井県〕	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 電話：025-370-6604
国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 <u>海洋環境・技術課</u> 又は管内の各事務所等 〔静岡県・愛知県・三重県〕	〒460-8517 名古屋市中区丸の内2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル4階 電話：052-209-6329
国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 <u>クルーズ振興・港湾物流企画室</u> 又は管内の各事務所等 〔京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県〕	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 電話：078-391-3102
国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 <u>クルーズ振興・港湾物流企画室</u> 又は管内の各事務所等 〔鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県（下関市除く）〕	〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTT クレド白島ビル13階 電話：082-511-3928
国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部 <u>海洋環境・技術課</u> 又は管内の各事務所等 〔徳島県・香川県・愛媛県・高知県〕	〒760-8554 高松市サンポート3-33 電話：087-811-8334
国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部 <u>港湾計画課</u> 又は管内の各事務所等 〔山口県（下関市）・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県〕	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎3階 電話：092-418-3358
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 <u>港湾計画課</u> 又は管内の各事務所等 〔沖縄県〕	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話：098-866-1906

③－5 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業

※昨年度からの継続事業の申請のみで、新規公募は行いません。

③－6 物流拠点の低炭素化促進事業

ア 事業の目的

本事業は、物流拠点の低炭素化と物流の効率化を総合的に支援することにより、物流施設における二酸化炭素排出の抑制を図ることを目的としています。

イ 対象事業の要件

本事業は、物流施設（営業倉庫又は公共トラックターミナルをいう。）の低炭素化を図るため、

- (ア) 物流施設への低炭素化に資する設備の導入（ハード面）
- (イ) これと関連して行う物流施設の省エネ化又は物流施設における物流業務の効率化等を図るための取組（ソフト面）

を一体的に実施する事業であって、次のaからcに掲げるすべての要件に適合したものを対象とします。

a 対象設備は、次のいずれかの要件に適合したものであること。

1 対象設備	2 対象の要件
太陽光発電設備 (蓄電池を含む)	「固定価格買取制度」で定める設備認定を受けないこと
高天井LED照明器具（※）	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月2日変更閣議決定）」の「LED照明器具」（備考9の基準による高天井器具に限る）の判断の基準に適合するもの
断熱パネル	—
変圧器	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月2日変更閣議決定）」の「変圧器」の判断の基準に適合するもの
運搬機器	
自動仕分装置	—
自動運搬装置	—
垂直型連続運搬装置	—
自動化保管装置	—
電動式密集棚装置	—
搬出貨物表示装置 (デジタルピッキングシステム)	—

（※）高天井LED照明器具については、取付け工事費用のみを補助対象とする。

b 原則として、既存の物流施設における既存の設備の代替であること。た

だし、設備の新規導入自体が低炭素化に資する太陽光発電設備等については、設備の新設も対象とする。また、新設される物流施設であっても、既存の物流施設との間にスクラップ・アンド・ビルトや集約化についての明確な対応関係が認められる場合には、当該新設される物流施設への設備の新設も対象とする。

- c 物流施設ごとの申請単位とし、物流施設全体の低炭素化が図られる事業であって、当該導入設備の年間エネルギー消費量を算出できるものであり、かつ、導入後に直ちに効果が検証できるものであること。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 営業用倉庫業者（倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づき、倉庫業の登録を得ている者をいう。）
- (イ) 公共トラックターミナル事業者（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）に基づき、トラックターミナル事業の許可を得ている者をいう。）
- (ウ) 主に、(ア) 及び (イ) の事業者で構成される協同組合等
- (エ) 補助対象の設備等を (ア)、(イ) 又は (ウ) にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業、団体

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- (ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ (ア)、(イ) 又は (ウ) に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

- (イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

す。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照）の2分の1以内（高天井LED照明機具は3分の1以内）（上限5,000万円）を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

④産業車両の高性能電動化促進事業

ア 事業の目的

本事業は、電動フォークリフトを導入する事業に要する経費の一部を補助することにより、フォークリフトの二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

イ 対象事業の要件

本事業の対象は、次のいずれかの要件に適合したものとします。

- (ア) 急速充電機能を搭載した電動フォークリフトの導入
- (イ) 従来型の鉛蓄電池のみではなく、リチウムイオン電池等を活用した効率的なエネルギー回生機構を搭載した電動フォークリフトの導入

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 補助対象の設備等を導入する者
- (イ) 補助対象の設備等を（ア）に、ファイナンスリース（転リース含む）により提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- (ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者（転リースの場合はリース物件の所有者である元受会社）とし、ウ（ア）に該当する事業者（転リースの場合は転リース事業者も含む）との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類（転リースに関するものも含む）の提示を条件とします。

（イ）（ア）以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照）と一般的なエンジン車との差額の3分の1以内（上限100万円／台）を補助します。

なお、本事業は、補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

3. 補助対象事業の選定

- (1) 公募を行い、選定します。
- (2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、二酸化炭素削減効果、中小企業の該当の有無、総合効率化計画の認定（流通業務の合理化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号））、グリーン経営認証、ISO14001の認証、その他これに準ずる認証又は認定の取得状況の有無、資金回収に要する期間、事業の新規性・先端性・モデル・実証的性格、実現可能性・継続可能性等に基づき厳正に審査を行い、物流分野におけるCO₂削減対策促進事業の予算の範囲内で補助事業を選定し、補助事業として採択します（※）。
- なお、2.（1）対象事業の基本的要件に適合しない提案については、審査を行わないものとします。
- また、2.（1）対象事業の基本的要件及び2.（2）対象事業における「対象事業の要件」に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査結果に対するご意見・お問い合わせは対応致しかねます。

※平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるCO₂削減対策促進事業）審査基準をご参照ください。平成29年度審査基準は5月上旬に掲載を予定しております。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 複数年度にわたる事業

補助金の交付は、単年度ごとに行うこととなります。

このため、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を機構に提出することとする。）、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

また、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

(3) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

＜補助対象経費の区分＞

ア 高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業

鮮度保持機能を有する保冷コンテナ（海上・鉄道の各貨物輸送用）を導入する場合に必要な経費

イ 宅配システムの低CO₂化推進事業

（ア）2.（2）②イ（ア）について、オープン型宅配ボックスの設置費用（本体及び付帯工事（サーバー設置、プログラム開発等を含む。））

（イ）2.（2）②イ（イ）について、オープン型宅配ボックスとしての機能を付加させるためのコインロッカー等既存施設の改修費用（サーバー設置、プログラム開発等を含む。）

（ウ）2.（2）②イ（ウ）について、オープン型宅配ボックスシステムの利用範囲の拡大を図る目的で行われるシステムの整備を行うもの（改修を含む）に係る費用

（エ）2.（2）②イ（エ）について、複数の運送事業者が行う宅配ボックスへの配送の総合的な効率化に資するシステムの整備を行うもの（改修を含む）に係る費用

ウ 低炭素型輸送機器等の整備促進事業（①鉄道における低炭素機器導入）

輸送能力・燃費等単体性能の向上に資する設備を導入する場合に必要な経費

エ 産業車両の高性能電動化促進事業

- 産業車両を導入する場合に必要な経費
才 上記以外の事業
事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

※応募書類の数値の記入に当たって、金額については小数点以下を切り捨て、その他の数値については小数点第2位を四捨五入して表示すること。

<補助対象外経費の代表例>

- 既存施設の撤去費
- 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費 等

(4) 維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。

(5) 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。

(6) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果その他二酸化炭素削減効果に関連する情報等についての報告書を提出するものとします。

(7) 他の補助事業との関係

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）と重複する対象費用を含めません。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

(8) 補助事業完了後の検証

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び補助事業の成果（二酸化炭素排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合があります。

(9) 事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するように努めるとと

もに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、物流分野におけるCO₂削減対策促進事業（環境省補助事業）によるものである旨を広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示するようになります。

5. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、ア～ウまでについては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

ア 応募申請書【応募様式1】(Word(.doc)形式)

※共同申請者は【応募様式1－2】(Word(.doc)形式)

イ 実施計画書【応募様式2】

・高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業(Excel(.xls)形式)

・宅配システムの低CO₂化推進事業(Excel(.xls)形式)

※オープン型宅配ボックスごとに、それぞれ実施計画書を提出する必要があります。複数提出する場合は実施計画書の右上の欄に通し番号を記載してください。

・鉄道における低炭素機器導入(Excel(.xls)形式)

・船舶における低炭素機器導入(Excel(.xls)形式)

・鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業(Excel(.xls)形式)

・共同輸配送促進事業(Excel(.xls)形式)

・鉄道・海上輸送への転換促進事業(Excel(.xls)形式)

・船舶・港湾の連携による低炭素化促進事業(Excel(.xls)形式)

・物流拠点の低炭素化促進事業(Excel(.xls)形式)

・産業車両の高性能電動化促進事業(Excel(.xls)形式)

※ 実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにしてください。

※ 2. (2) 対象事業における「対象事業の要件」を確認できる書類(機器仕様、図面)等を参考資料として必ず添付してください。

ウ 経費内訳【応募様式3】

・高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業(Excel(.xls)形式)

・宅配システムの低CO₂化推進事業(Excel(.xls)形式)

※オープン型宅配ボックスごとに、それぞれ経費内訳を提出する必要があります。

複数提出する場合は経費内訳の右上の欄に通し番号を記載してください。

・鉄道における低炭素機器導入(Excel(.xls)形式)

・船舶における低炭素機器導入(Excel(.xls)形式)

・鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業(Excel(.xls)形式)

・共同輸配送促進事業(Excel(.xls)形式)

・鉄道・海上輸送への転換促進事業(Excel(.xls)形式)

・船舶・港湾の連携による低炭素化促進事業(Excel(.xls)形式)

・物流拠点の低炭素化促進事業(Excel(.xls)形式)

・産業車両の高性能電動化促進事業(Excel(.xls)形式)

※金額の根拠がわかる書類(見積書)等を参考資料として必ず添付してください。

エ 代表事業者と共同事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為(申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。また、認可を受けている者等は、

設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄付行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)

オ 代表事業者と共同事業者の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。また、申請者が個人企業及び地方公営企業法の適用を受ける鉄軌道事業者の場合は、提出を要しない。さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。）

カ 法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている事業については、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可書等の写し

キ その他参考資料

（2）応募書類の提出方法

（1）の書類（紙）と電子媒体を提出期限までに、郵便、総務大臣の許可を受けた事業者が取扱う信書便又は持参により機構へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません。）。応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び2.

（2）対象事業の応募書類である旨（例：「高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業」等）を朱書きで明記してください。

※宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法、それぞれの標準運送約款の規定により、申請書（信書）を取扱うことができません。ご注意ください。

（3）提出先

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル8階

（一財）環境優良車普及機構 物流CO2削減促進事業執行グループ 宛

（4）提出部数

（1）の書類（紙）を2部（正・副各1部）、当該書類の電子データを保存した電子媒体（CD-R）1部を提出してください（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。）。

ただし、（1）のエ～キまでについては、書類（紙）のみ1部の提出で結構です。なお、提出された書類については返却しませんので、写しを控えておいてください。

（5）公募期間

平成29年4月14日（金）～平成29年5月17日（水）17時

公募期間以降に機構に到着した書類のうち、遅延が機構の事情に起因しない場合

は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

(6) 今後の公募スケジュールについて

ア 下記事業については、応募状況を踏まえて、追加公募を行うかどうか決定します。

- ・高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業
- ・低炭素型輸送機器等の整備促進事業（①鉄道における低炭素機器導入、②船舶における低炭素機器導入）
- ・鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業
- ・モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業（①共同輸配送促進事業、②鉄道・海上輸送への転換促進事業）
- ・船舶・港湾の連携による低炭素化促進事業
- ・物流拠点の低炭素化促進事業

イ 宅配システムの低CO₂化推進事業の今後の公募スケジュール（予定）は下記のとおりです。

7月頃～ 第2次公募

9月頃～ 第3次公募

11月頃～ 第4次公募

ウ 産業車両の高性能電動化促進事業の今後の公募スケジュール（予定）は下記のとおりです。ただし、予算の状況によっては、公募を取り止める場合があります。

7月頃～ 第2次公募

9月頃～ 第3次公募

11月頃～ 第4次公募

6. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、次のとおりです。

ただし、問い合わせは、原則として電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように法人名及び応募予定の事業名称を記入してください。

メール件名記入例

「【株式会社○○○】 ○○○○事業について問い合わせ」

<問い合わせ先>

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル8階

(一財) 環境優良車普及機構 物流CO₂削減促進事業執行グループ

TEL : 03-5341-4728

FAX : 03-5341-4729

e-mail: butsuryu@levo.or.jp

<問い合わせ期間>

平成29年4月14日（金）～ 平成29年5月17日（水）

7. 公募説明会

当該事業の実施にあたり、平成29年4月19日（水）～平成29年4月28日（金）の間で、以下の通り全国7カ所で説明会を開催いたします。

（1）対象者

応募申請をご検討されている事業者

（2）公募説明会 開催日時・会場

開催日	開催地	開催時間	会場
4月19日 (水)	札幌	13:30～16:30 (受付開始 13:10)	TKP 札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム 2A (定員最大 60名) http://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-sapporo-eki/access/
4月20日 (木)	東京	13:30～16:30 (受付開始 13:10)	TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 2A (定員最大 228名) http://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-shimbashi/access/
4月21日 (金)	仙台	13:30～16:30 (受付開始 13:10)	TKP 仙台カンファレンスセンター ホール 2A (定員最大 68名) http://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-sendai/access/
4月24日 (月)	大阪	13:30～16:30 (受付開始 13:10)	TKP 大阪駅前カンファレンスセンター ホール 11A (定員最大 132名) http://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-osaka-ekimae/access/
4月25日 (火)	名古屋	13:30～16:30 (受付開始 13:10)	TKP ガーデンシティ PREMIUM 名駅桜通口 カンファレンスルーム 4C (定員最大 63名) http://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/gc-p-meieki-sakuradoriguchi/access/
4月26日 (水)	福岡	13:30～16:30 (受付開始 13:10)	TKP ガーデンシティ博多 阿蘇 2 (定員最大 72名) http://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/gc-hakata/access/
4月28日 (金)	松山	13:30～16:30 (受付開始 13:10)	TKP 松山カンファレンスセンター (ホテルJAL シティ松山内会議室) フェスタ (定員最大 100名) http://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-matsuyama/access/

駐車場の用意がありません。各会場へお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

（3）申し込み方法

公募説明会への参加を希望する方は、説明会参加申込書に必要事項を記入の上、メール又はFAXでお申し込みください。電話での申し込みはできませんのでご注意ください。

<参加申込書>

参加申込書は、機構のHP(<http://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/>)からダウンロードすることができます。

<記入事項>

会社名、事業所名

参加希望会場、応募予定事業名

出席予定者 ご所属・役職 ご氏名 (1事業所につき2名までの参加とします。)

連絡先 住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス

<説明会申込受付期間>

平成29年4月14日(金)～説明会の前日17時まで

<申込先>

(一財) 環境優良車普及機構 物流CO₂削減促進事業執行グループ

メールアドレス butsuryu@levo.or.jp

Fax : 03-5341-4729

※参加票は発行しませんので、説明会当日は会場受付にて名刺をご提出ください。

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、物流分野におけるCO₂削減対策促進事業の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により採択された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、平成30年2月28日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

機構は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費（固定価格買取制度による売電を行うため設備等の導入経費を含む。）を含まないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、機構からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります（なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。

補助事業者が発注等を行うにあたり注意していただきたい主な点は、次のとおりです。

- ・ 契約・発注日は、機構の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を機構に提出することとする。）。

(4) その他

補助対象経費のうち事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費についての詳細は、交付規程の別表第2、別表第3の内容となります。また、上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

（1）補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

（2）完了実績報告書及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を機構宛て提出していただきます。

機構は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

（3）補助金の支払い

補助事業者は、機構から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、機構から補助金を支払います。

（4）取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、物流分野におけるCO₂削減対策促進事業（環境省補助事業）である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

4. その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、交付規程の別表第2の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

交付規程 別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		労務費	<p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業</p>

		一般管理費	を参考に決定する。 請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
		付帯工事費	本工事費に付隨する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
		測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第2に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対

			し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。
	号	区 分	率
	1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%
	2	5, 000万円を超える1億円以下の金額に対して	5. 5%
	3	1億円を超える金額に対して	4. 5%

交付規程 別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、補助金の交付を申請するにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

平成 年 月 日

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印